

— 寄付金に対する減税措置のお知らせ —

学校法人島津学園に対するご寄付は、税制上の優遇措置（寄付金控除）を受けることができます。

平成23年度税制改正により、個人が一定の要件を満たした学校法人へ寄付金を支出した場合、所得控除制度が適用されていましたが、新たに税額控除制度が導入されました。島津学園への寄付は税額控除制度の適用を受けます。

既存の制度である所得控除制度と新たに導入された税額控除制度のうち、寄付者（納税者）の選択により、どちらか一方の制度を活用することが認められています。

個人の場合

税額控除および所得控除の手続きは寄付された年分の確定申告で行います。その際には本学発行の「領収書」（裏面に「特定公益増進法人証明書(写)」及び「税額控除に係る証明書(写)」の印刷のあるもの）をお送りいたしますので、確定申告書類に添付し、所得控除と税額控除のいずれかを選択してお手続きください。

寄付金控除により還付・減免される所得税は寄付者（納税者）の所得状況によって異なります。

①税額控除の場合

$$\left(\begin{array}{l} \text{当該年に支出} \\ \text{した寄付金額} \\ \text{ただし、当該年分の} \\ \text{総所得金額等の合計額の} \\ \text{40\%を限度とする} \end{array} - 2 \text{千円} \right) \times 40\% = \text{寄付金特別控除額}$$

この金額が所得税額から控除されます（控除対象額は所得税額の25%を限度とする）

②所得控除の場合

$$\begin{array}{l} \text{当該年に支出} \\ \text{した寄付金額} \\ \text{ただし、当該年分の} \\ \text{総所得金額等の合計額の} \\ \text{40\%を限度とする} \end{array} - 2 \text{千円} = \text{寄付金控除額}$$

この金額が所得金額から控除されます

■住民税の寄付金税額控除（地方公共団体の条例により指定された場合に限る）

地方公共団体の条例指定を受けた学校法人に寄付をした場合、住民税の寄付金税額控除の適用を受けることができます。

（注：ご寄付をいただいた年の翌年1月1日現在の住所地の都道府県・市区町村の条例指定が必要となります。）
詳細についてはお住まいの都道府県・市区町村にお問い合わせください。

法人の場合

寄付金に対する損金算入手続きには、「特定公益増進法人に対する寄付金」と「受配者指定寄付金」の2種類の優遇措置があります。

■特定公益増進法人に対する寄付金

寄付金の一定の限度額まで損金に算入できます。これは、一般寄付金の損金算入限度枠と別枠となります。

■受配者指定寄付金

寄付金を支出した事業年度において所得の金額の計算上全額損金に算入することができます。受配者指定寄付金制度は企業・法人から学校法人への寄付金を日本私立学校振興・共済事業団がいったん受け入れて、その後、同事業団から学校法人へ配布する制度です。

■個人情報の取扱い

申込み用紙等に記載された情報は、個人情報保護法その他関連する法令等を遵守し、下記目的以外に使用いたしません。

- 領収書等の送付や事務上の連絡